

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

目次

## 規則

○秋田県行政組織規則の一部を改正する規則(三〇・総務課)……………1

## 規 則

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成二十年三月三十一日

秋田県知事 寺田典城

### 秋田県規則第三十号

秋田県行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県行政組織規則(昭和五十六年秋田県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「児童会館(第六十二条・第六十三条)」を「削除」

に、「第六十七款 シンガポール事務所(第九十六条―第九十八条) 第六十八款 削除」

を「第六十七款及び第六十八款 削除」に、「第七十

款」第七十四款 削除

五款 秋田中央道路建設事務所(第二百二十二条―第二百二十四

条) を「第七十款」第七十五款 削除」に改める。

第三条第一項の表学術国際部の項中「試験研究推進課」を削

り、同表農林水産部の項中「流通経済課」を「秋田の食販売推進

課」に、「農業マーケティング室」を「全国植樹祭推進室」に改

め、同表産業経済労働部の項中「商工業振興課」を「地域産業

課」に、「観光課」を「流通貿易課」に、「商業貿易室」を「誘

致企業室」に改め、同条第二項を削る。

第三条の二中「同条第一項」を「同条」に改める。

第四条に次の一項を加える。  
3 会計管財課に、公共建築物活用室を置く。

第四条の二中「第三条第一項」を「第三条」に、「並びに同表」を「同表」に改め、「同条第二項の表の下欄に掲げる課並びに」を削り、「規定する課及びセンター」の下に「並びに公共建築物活用室」を加える。

第五条第一項総務課の項第四号中「行政組織」を「部等の設置」に改め、同項中第二十六号を第二十九号とし、第五号から第二十五号までを三号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の三号を加える。

五 地域振興局の設置に関する事。

六 行政機関の設置に関する事。

七 第三条の二に規定する組織の設置に関する事。

第五条第二項中「第七号及び第八号」を「第十号及び第十一号」に改める。

第六条総合政策課の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「第三条第一項」を「第三条」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 地域振興に関する事(他の所管に属するものを除く。)

第六条人事課の項中第十四号を削り、第十三号を第十四号とし、第八号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八 行政組織に関する事(他の所管に属するものを除く。)

第六条市町村課の項に次の一号を加える。

十三 市町村への権限移譲の推進に関する事。

第六条大会総務課の項を削る。

第六条の二学術国際政策課の項中第十三号を第十四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 秋田県立大学に関する事。

第六条の二科学技術課の項第一号中「振興」の下に「及び試験研究機関の試験研究」を加え、同項中第四号を削り、第三号を第四号とし、同項第二号中「研究開発」を「試験研究等」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 試験研究機関の評価に関する事。

第六条の二科学技術課の項に次の四号を加える。

五 知的財産に関する事(他の所管に属するものを除く。)

六 健康環境センターに関する事。

七 農林水産技術センターに関する事。

八 産業技術総合研究センターに関する事。

第六条の二試験研究推進課の項を削る。

第八条第一項環境あきた創造課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第八条第一項環境整備課の項第三号を次のように改める。  
三 循環型社会に関する事(他の所管に属するものを除く。)

第八条第一項自然保護課の項第五号中「鳥獣保護」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化」に改め、同項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「第七号から第十一号」を「第六号から第十号」に改め、同条第四項中「第十二号」を「第十一号」に改める。

第九条第一項農林政策課の項中第十七号及び第十八号を削り、第二十二号を第二十六号とし、第十九号から第二十一号までを四号ずつ繰り下げ、第十六号を第二十一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十二 農業倉庫業に関する事。

第九条第一項農林政策課の項中第十五号を第二十号とし、第十四号を第十九号とし、第十三号を第十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

十八 農林水産業に係る金融に関する事(他の所管に属するものを除く。)

第九条第一項農林政策課の項中第十二号を第十六号とし、第十一号を第十五号とし、第十号を第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。

十四 農業の担い手の育成のための研修に関する事。

第九条第一項農林政策課の項第九号中「農業生産組織」を「次号に掲げるもの以外の農業生産組織」に改め、同号を同項第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一 農業協同組合、農事組合法人、水産業協同組合及び農業共済組合に関する事。

十二 森林組合の検査に関する事。

第九条第一項農山村振興課の項中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 漁船損害等補償、漁船乗組員給与保険及び漁業災害補償に関する事。

第九条第一項農山村振興課の項第十三号を次のように改める。

十三 農地・水・環境保全向上対策に関すること。  
 第九条第一項水と緑推進課の項第六号を次のように改める。  
 六 林業等に関する技術の普及指導に関すること。  
 第九条第一項水と緑推進課の項に次の一号を加える。  
 七 森林学習交流館に関すること。  
 第九条第一項流通経済課の項中「流通経済課」を「秋田の食販売推進課」に改め、第八号から第十五号までを削る。  
 第九条第一項水田総合利用課の項に次の一号を加える。  
 十二 農業の自然循環機能の維持増進に関すること。  
 第九条第一項農畜産振興課の項第五号を次のように改める。  
 五 農作物等の品種登録制度に関すること。  
 第九条第一項農地整備課の項第十二号中「ほ場整備事業」を「農用地整備事業」に改め、同項第十三号を削る。  
 第九条第一項水産漁港課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号から第十五号までを二号ずつ繰り上げ、同項第十六号中「県が管理する」を削り、同号を同項第十四号とし、同項第十七号を第十五号とし、第十八号から第二十三号までを二号ずつ繰り上げる。  
 第九条第一項秋田スギ振興課の項中第十二号を削り、第十一号を第十二号とし、同項第十号中「こと」の下に「(他の所管に属するものを除く。)」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第九号を第十号とし、第七号及び第八号を削り、第六号を第九号とし、同項第五号中「こと」の下に「(他の所管に属するものを除く。)」を加え、同号を同項第六号とし、同号の次に次の二号を加える。  
 七 林業労働力の確保の促進に関すること。  
 八 入会林野等の整備に関すること。  
 第九条第一項秋田スギ振興課の項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。  
 二 森林計画に関すること。  
 第九条第一項森林整備課の項中第八号を削り、第九号を第八号とし、同条第二項を削り、同条第三項中「第二十二号」を「第二十六号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。  
 3 農林政策課団体指導室は、農林政策課の所掌事務のうち第四号、第十一号、第十二号、第十八号及び第二十二号に掲げる事務を分掌する。  
 第十一条第一項産業経済政策課の項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十八号までを二号ずつ繰り上げる。

第十一条第一項商工業振興課の項中「商工業振興課」を「地域産業課」に改め、第一号から第四号までを削り、第五号を第一号とし、第六号から第九号までを四号ずつ繰り上げ、同項第五号の次に次の二号を加える。  
 六 商工団体の育成指導に関すること。  
 七 中小企業等協同組合に関すること。  
 第十一条第一項商工業振興課の項中第十号から第十二号までを削り、第十三号を第八号とし、第十四号から第十九号までを五号ずつ繰り上げ、第二十号を削り、第二十一号を第十五号とし、同項の次に次のように加える。  
 流通貿易課  
 一 卸・小売商業の振興に関すること。  
 二 大規模小売店舗に関すること。  
 三 中心市街地における商業の活性化に関すること。  
 四 海外との経済交流の促進に関すること。  
 五 伝統的工芸品産業の振興に関すること。  
 六 県産品の販路拡大に関すること(他の所管に属するものを除く。)  
 第十一条第一項資源エネルギー課の項第十五号中「(他の所管に属するものを除く。)」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「商工業振興課誘致企業室」を「地域産業課誘致企業室」に、「商工業振興課」を「地域産業課」に、「第十五号から第十九号」を「第十号から第十四号」に改め、同項を同条第二項とする。  
 第十二条第一項建設管理課の項第十八号中「第二百四十五条第三項の表第十六号」を「第二百四十五条第三項の表第十四号」に改める。  
 第十二条第一項都市計画課の項第七号中「の形成」を削り、同項第十四号を削る。  
 第十二条第一項道路課の項第十号中「こと」の下に「(他の所管に属するものを除く。)」を加える。  
 第十二条第一項営繕課の項第二号中「こと」の下に「(他の所管に属するものを除く。)」を加える。  
 第十三条会計管財課の項中第二十四号を削り、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、第二十一号を第二十二号とし、第二十号の次に次の一号を加える。  
 二十一 県有建築物の保全の統括に関すること(他の所管に属するものを除く。)  
 第十三条総務事務センターの項第九号中「第三号及び第五号」を「及び第六号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 会計管財課公共建築物活用室は、会計管財課の所掌事務のうち第二十一号から第二十六号までに掲げる事務を分掌する。  
 第十四条中第四十四号及び第四十五号を削り、第四十三号を第四十五号とし、第十八号から第四十二号までを二号ずつ繰り下げ、第十七号を第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。  
 十九 後期高齢者医療審査会 健康福祉部長寿社会課  
 第十四条中第十六号を第十七号とし、第二号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。  
 二 秋田県公益認定等委員会 知事公室総務課  
 第十四条中第六十一号を第六十四号とし、第五十八号から第六十号までを三号ずつ繰り下げ、第五十七号を第五十九号とし、同号の次に次の一号を加える。  
 六十 秋田県景観保全審議会 建設交通部都市計画課  
 第十四条中第五十六号を第五十八号とし、第四十九号から第五十五号までを二号ずつ繰り下げ、同条第四十八号中「産業経済政策課」を「地域産業課」に改め、同号を同条第五十号とし、同条第四十七号中「流通経済課」を「秋田の食販売推進課」に改め、同号を同条第四十八号とし、同号の次に次の一号を加える。  
 四十九 秋田県森林審議会 農林水産部秋田スギ振興課  
 第十四条第四十六号中「流通経済課」を「農林政策課団体指導室」に改め、同号の次に次の一号を加える。  
 四十七 秋田県水と緑の森づくり基金運営委員会 農林水産部水と緑推進課  
 第十五条中「児童会館」、「シンガポール事務所」及び「秋田中央道路建設事務所」を削る。  
 第十五条の四第一項を次のように改める。  
 次の表の第一欄に掲げる地域振興局に同表の第二欄に掲げる部を置き、当該部に同表の第三欄に掲げる課、室及び事務所を置き、当該課に同表の第四欄に掲げる事務所を置く。

鹿角地域振興局		総務企画部	総務課
農林部	福祉環境部	総務課	地域企画課
農林企画課	健康・予防課	総務課	環境指導課
普及指導課	健康・予防課	総務課	環境指導課

北秋田地域 振興局							
建設部	農林部	環境部	鷹巣阿仁福祉部	大館福祉環境部	県税課	総務企画部	建設部
企画道路課 用地課 河川砂防課	農林企画課 普及指導課 森づくり推進課 農村整備課	企画福祉課 健康・予防課 環境指導課	企画福祉課 健康・予防課 環境指導課 試験検査課	企画福祉課 健康・予防課 環境指導課 試験検査課	納税課 課税課	総務課 経理課 地域企画課 大館事務所	企画道路課 用地課 河川砂防課 建築課
早口ダム管理事務所 山瀬ダム管理事務所 萩形ダム管理事務所 森吉ダム管理事務所							

秋田地域振興局				山本地域振興局			
農林部	福祉環境部	県税課	総務企画部	建設部	農林部	福祉環境部	総務企画部
農林企画課 普及指導課	企画福祉課 健康・予防課 環境指導課 試験検査課	納税課 課税課	総務経理課 地域企画課 出納室	企画道路課 用地課 河川砂防課 建築課	農林企画課 普及指導課 森づくり推進課 農村整備課	企画福祉課 健康・予防課 環境指導課	総務課 経理課 地域企画課 県税課
			素波里ダム管理事務所 水沢ダム管理事務所				阿仁川復旧課 建築課
							事務所

仙北地域振興局			由利地域振興局				
県税課	総務企画部	建設部	農林部	福祉環境部	総務企画部	建設部	
納税課 課税課	総務課 経理課 地域企画課	企画道路課 用地課 河川砂防課 建築課	農林企画課 普及指導課 森づくり推進課 農村整備課	企画福祉課 健康・予防課 環境指導課	総務課 経理課 地域企画課 県税課	企画道路課 用地課 都市計画課 河川砂防課 建築課	森づくり推進課 農村整備課 八郎潟基幹施設管理事務所
		大内ダム管理事務所				旭川ダム管理事務所 岩見ダム管理事務所	

建設部		企画道路課 用地課 河川砂防課	大松川ダム管 理事務所
農林部	農林企画課 普及指導課 森づくり推進 課 農村整備課		
福祉環境部	企画福祉課 健康・予防課 環境指導課 試験検査課		
総務企画部	総務課 経理課 地域企画課 県税課		
建設部		企画道路課 用地課 河川砂防課	鎧畑ダム管理 事務所 協和ダム管理 事務所
農林部	農林企画課 普及指導課 森づくり推進 課 農村整備第一 課 農村整備第二 課		
福祉環境部	企画福祉課 健康・予防課 環境指導課		
平鹿地域振 興局			

建設部	企画道路課 用地課 河川砂防課 建築課	皆瀬・板戸ダ ム管理事務所
農林部	農林企画課 普及指導課 森づくり推進 課 農村整備課	
福祉環境部	企画福祉課 健康・予防課 環境指導課	
総務企画部	総務課 経理課 地域企画課 県税課	
雄勝地域振 興局		

第十五条の四第二項中「及び課」を「、課及び事務所」に、「当該下欄」を「同表の下欄」に改め、同項の表鹿角地域振興局福祉環境部の項の次に次のように加える。

北秋田地域振興局建設部河川砂防課	北秋田郡上小阿仁村南沢字小阿仁奥山国有林
北秋田地域振興局建設部河川砂防課早口ダム管理事務所	大館市早口字大割沢一番地
北秋田地域振興局総務企画部大館事務所	大館市片山町三丁目十四番五号

第十五条の四第二項の表北秋田地域振興局大館福祉環境部の項の次に次のように加える。

北秋田地域振興局建設部河川砂防課	北秋田市森吉字砂子沢下岱七十番地
山本地域振興局建設部河川砂防課素波里ダム管理事務所	山本郡藤里町粕毛字鹿瀬内沢国有林

第十五条の四第二項の表秋田地域振興局福祉環境部の項の次に次のように加える。

秋田地域振興局農林部八郎潟基幹施設管理事務所	南秋田郡大潟村字西野百九十番地の一
秋田地域振興局建設部河川砂防課岩見ダム管理事務所	秋田市河辺三内字財の神国有林

第十五条の四第二項の表平鹿地域振興局福祉環境部の項の次に次のように加える。

仙北地域振興局農林部農村整備第二課	大仙市大曲日の出町一丁目四番二十二号
仙北地域振興局建設部河川砂防課鎧畑ダム管理事務所	仙北市田沢湖田沢字中山四十四番地の七

第十五条の四第三項及び第四項を削る。

第十五条の六第一項総務経理課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を削り、同項の次に次のように加える。

雄勝地域振興局建設部河川砂防課皆瀬・板戸ダム管理事務所	湯沢市皆瀬字小貝淵十一番地の二
-----------------------------	-----------------

総務課

一 県印、知事印その他公印に関する事（他の所管に属するものを除く。）。

二 人事、給与及び文書に関する事（他の所管に属するも

のを除く。）。  
 三 地方機関の職員の福利厚生に関すること。  
 四 庁舎及び公舎その他の公有財産の管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。  
 五 現金の収納及び保管に関すること。  
 六 支出命令の審査に関すること。  
 七 源泉徴収に係る所得税及び住民税の徴収並びに納入に関すること。

八 会計事務の指導に関すること。  
 九 物品の購入に関すること。  
 十 現金取扱員及び物品取扱員の任免に関すること。  
 十一 他の所管に属しない事務に関すること。

経理課

一 財務に関すること（他の所管に属するものを除く。）。  
 二 証紙に関すること（他の所管に属するものを除く。）。  
 三 建設業に関すること（企画道路課の所管に属するものを除く。）。  
 第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第十五条の六第一項地域企画課の項第十六号中「景観保全」を「景観に関する施策の企画及び調整」に改め、同項第十七号を削り、第十八号を第十七号とし、第十九号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の一号を加える。  
 二十三 電気工事士及び電気工業の業務の適正化に関すること。

第十五条の六第一項出納室の項第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。  
 第十五条の六第一項大館事務所の項第一号中「総務経理課の項」を「総務課の項」に改め、同号四を削り、同号三中「所在する」の下に「庁舎及び公舎その他の」を加え、同号四を同号三とし、同号中二を三とし、同号一及び二を削り、同号一を同号二とし、同号に同号一として次のように加える。  
 一 県印、知事印その他公印に関すること（他の所管に属するものを除く。）。  
 二 北秋田地域振興局総務企画部大館事務所、県税部及び大館福祉環境部に係る経理課の項第一号及び第二号に掲げる事務

第十五条の六第二項中「北秋田地域振興局総務企画部総務経理課」を「北秋田地域振興局総務企画部総務課」に、「規定する」を「掲げる」に、「前項総務経理課の項」を「前項総務課の項」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「第一項大館事務所の項第二号」を「第一項大館事務所の項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一号を加える。  
 3 北秋田地域振興局総務企画部経理課の所掌事務は、第一項大館事務所の項第二号に掲げる事務以外の第一項経理課の項に規定する事務とする。  
 第十五条の六第五項中、「第九号及び第十七号」を「及び第九号」に改め、同条に次の一号を加える。  
 6 平鹿地域振興局総務企画部地域企画課においては、第一項地域企画課の項に規定する事務のほか、交通事故相談に関する事務を所掌する。  
 第十五条の八第一項企画福祉課の項第十九号中「総務経理課」の下に、「総務課又は経理課」を加える。  
 第十五条の九第一項農林企画課の項第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十六号中「総務経理課」の下に、「総務課又は経理課」を加え、同号を同項第二十五号とし、同項中第二十七号を第二十六号とし、第二十八号を第二十七号とする。  
 第十五条の九第一項森林づくり推進課の項第二号中「鳥獣保護及び狩猟」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化」に改め、同項中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。  
 十四 入会林野等の整備に関すること。  
 第十五条の九第一項農村整備課の項中「農村整備課」の下に「及び農村整備第一課」を加え、同項第一号、第四号及び第五号中「こと」の下に「（他の所管に属するものを除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。  
 農村整備第二課  
 国営土地改良事業に関連する県営土地改良事業に関すること。  
 第十五条の九第一項仙北平野農村整備事務所の項を削る。  
 第十五条の十第一項企画道路課の項第二号中「（国直轄指定区間を除く。）」を削り、「こと」の下に「（他の所管に属するものを除く。）」を加え、同項第八号中「総務経理課」の下に「又は経理課」を加え、同項第十号中「総務経理課」の下に「総務課又は経理課」を加える。  
 第十五条の十第一項用地課の項中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。  
 三 景観に関すること（他の所管に属するものを除く。）。  
 第十五条の十第一項河川砂防課の項第一号中「（国直轄管理区間及び準用河川を除く。）」を削り、「こと」の下に「（他の所管に属するものを除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。  
 六 ダムの維持管理に関すること。  
 第十五条の十第一項ダム管理事務所の項を次のように改める。  
 阿仁川復旧課  
 阿仁川における災害復旧助成事業に関すること。  
 第十五条の十中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。  
 2 地域振興局建設部河川砂防課のダム管理事務所は、河川砂防課の所掌事務のうち第六号に掲げる事務を分掌する。  
 3 鹿角地域振興局建設部河川砂防課においては、第一項河川砂防課の項第六号に掲げる事務は、所掌しないものとする。  
 第三十条の二第一項の表農業試験場の項中「技術普及部」を削り、同表畜産試験場の項中「大家畜研究部」「酪農・飼料部」を削り、同表畜産試験場の項中「肉牛・先端技術部」「肉牛・先端技術部」を削る。  
 第三十条の三農業試験場企画情報部の項中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。  
 一 農業に関する知識及び技術の普及指導並びに研修に関すること。  
 第三十条の三農業試験場技術普及部の項を削り、同条畜産試験場大家畜研究部の項中「大家畜研究部」を「酪農・飼料部」に改め、同項第一号及び第二号中「及び肉牛」を削り、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項の次に次のように加える。  
 肉牛・先端技術部  
 一 肉牛の育成に関する調査及び試験研究に関すること。  
 二 肉牛の飼養に関する調査及び試験研究に関すること。  
 三 家畜の受精卵移植の技術に関する調査及び試験研究に関すること。  
 第三十条の三畜産試験場中小家畜研究部の項中「中小家畜研究部」を「中小家畜部」とし、同項に次の二号を加える。  
 四 種豚及び種鶏に関する調査及び試験研究に関すること。  
 五 種豚及び種鶏の生産等に関すること。  
 第三十条の三畜産試験場生産事業部の項を削る。  
 第五十八条の表中「大仙市協和上淀川字五百刈田三百五十二番

地」を「秋田市中通二丁目一番五十一号」に改める。  
第二十款を次のように改める。

第二十款 削除

第六十二条及び第六十三条 削除

第八十八条第三項の表中「放射線科」を「リハビリテーション科 放射線科」に改める。

第九十三条の表中「秋田市千秋久保田町六番十号」を「横手市前郷二番町十番二号」に改める。  
第二百二十三条第三号を削る。

第六十七款及び第六十八款を次のように改める。

第六十七款及び第六十八款 削除

第九十九款から第七十五款までを次のように改める。  
第七十款から第七十五款まで 削除

第二百六条から第二百二十四条まで 削除  
第七十款から第七十五款まで 削除

第二百四十五条第一項中「置く」の下に「ことができる」を加える。

第二百四十五条第二項の表第三号局長国体・障害者スポーツ大会局の項を削り、同表第十号中「及び児童会館」を削り、同表第三十五号から第三十七号までを削り、第三十四号を第三十六号とし、第三十三号を第三十五号とし、第三十二号を第三十四号とし、同表第三十一号中「会計管財課」を「会計管財課公共建築物活用室」に改め、同号を同表第三十三号とし、同表第三十号を削り、同表中第二十九号を第三十二号とし、第二十一号から第二十八号までを三号ずつ繰り下げ、同表第二十号中「地域振興局」を「地域振興局の部」に改め、同号を同表第二十三号とし、同表中第十九号を第二十二号とし、第十八号を第二十一号とし、第十七号の次に次の三号を加える。

十八	総合食品研究所長	農林水産技術センターの総合食品研究所	上司の命を受けて、総合食品研究所の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
十九	水産振興センター所長	農林水産技術センターの水産振興センター	上司の命を受けて、水産振興センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

二十	森林技術センター所長	農林水産技術センターの森林技術センター	上司の命を受けて、森林技術センターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
----	------------	---------------------	--

第二百四十五条第二項の表中第三十八号を第三十七号とし、第三十九号及び第四十号を削り、同表の備考第一号中「第三条第一項」を「第三条」に改め、同表の備考第三号中「第三条第一項」を「第三条」に改め、「同条第二項の表の下欄に掲げる課」を削り、同表の備考第四号中「第三条第一項」を「第三条」に改め、「掲げる室」の下に「公共建築物活用室」を加え、同表の備考第五号中「第三条第一項」を「第三条」に改め、「同条第二項の表の下欄に掲げる課」を削り、「規定する課及びセンター」の下に「公共建築物活用室」を加え、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、「同項に規定する職を補佐する職又は特定の事務を処理させる職として、必要に応じて」を削り、「置く」の下に「ことができる」を加え、同項の表第九号を削り、同表第八号中「受けて、」の下に「危機管理及び」を加え、「調査」を「企画」に改め、同号を同表第九号とし、同表中第七号を第八号とし、同表第六号中「並びに」の下に「これらに係る」を加え、同号を同表第七号とし、同表中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を削り、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

知事公室	知事公室長を補佐し、知事公室長に事故があるとき又は知事公室長が欠けたときは、その職務を代理する。
部	部長を補佐し、部長に事故があるとき又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。
出納局長を補佐し、	

四

次長

出納局	出納局長に事故があるとき又は出納局長が欠けたときは、その職務を代理する。
地域振興局の部	部長を補佐し、部長に事故があるとき又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。
自治研修所	所長を補佐し、所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。
農林水産技術センターの総合食品研究所	総合食品研究所長を補佐し、総合食品研究所長に事故があるとき又は総合食品研究所長が欠けたときは、その職務を代理する。
農林水産技術センターの畜産試験場	場長を補佐し、場長に事故があるとき又は場長が欠けたときは、その職務を代理する。
産業技術総合センター	工業技術センター所長を補佐し、工業技術センター所長に事故があるとき又は工業技術センター所長が欠けたときは、その職務を代理する。
産業技術総合センター	高度技術研究所長を補佐し、高度技術研

<p>第二百四十五条第三項の表第十号中「試験研究推進課」を「科学技術課」に改め、同表第十三号を削り、同表第十四号中「商業振興課誘致企業室」を「地域産業課誘致企業室」に改め、同号を同表第十三号とし、同号の次に次の一号を加える。</p>	<p>二</p>	<p>防炎技監</p>	<p>知事公室</p>	<p>家畜保健衛生所</p>	<p>脳血管研究センターの事務部並びにハビリテーション・精神医療センターの事務部及び医療部</p>	<p>保健所</p>	<p>研究センターの高度技術研究所</p>
	<p>上司の命を受けて、知事が指示する防炎に関する調査、調整等をつかさどる。</p>	<p>上司の命を受けて、所長を補佐し、所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、その職務を代理する。</p>	<p>所長を補佐し、部長に事故があるとき又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。</p>	<p>所長に事故があるとき又は高度技術研究所長が欠けたときは、その職務を代理する。</p>			

<p>第二百四十五条第三項の表に次の二号を加える。</p>	<p>三十四</p>	<p>副園長</p>	<p>太平療育園</p>	<p>園長を補佐し、園長に事故があるとき又は園長が欠けたときは、その職務を代理する。</p>
	<p>四十四</p>	<p>技術管理監</p>	<p>建設管理課技 術管理室 検査課</p>	<p>公共工事に関する技術的な調整、指導等に関する事務をつかさどる。</p>

第二百四十五条第三項の表第十九号中「国体・障害者スポーツ大会局大会総務課」及び「(第三条第二項の表の上欄に掲げる局を含む。)」を削り、同表第三十号中「(第三条第二項の表の上欄に掲げる局の部)」に改め、同表第三十一号中「産業技術総合研究センターの高度技術研究所」を削り、同表第五十五号中「児童会館」を削り、同号を同表第五十九号とし、同表第五十四号を第五十八号とし、第五十一号から第五十三号までを四号ずつ繰り下げ、同表第五十号中「脳血管研究センター」を「太平療育園、脳血管研究センター」に改め、同号を同表第五十四号とし、同表第四十九号中「脳血管研究センター」を「太平療育園、脳血管研究センター」に改め、同号を同表第五十三号とし、同表第四十八号を第五十二号とし、第四十四号から第四十七号までを四号ずつ繰り下げ、第四十三号を第四十四号とし、同号の次に次の三号を加える。

<p>四十五</p>	<p>主任</p>	<p>課所等</p>	<p>上司の命を受けて、事務又は技術をつかさどる。</p>
<p>四十六</p>	<p>主事</p>	<p>課所等</p>	<p>上司の命を受けて、事務又は技術をつかさどる。</p>
<p>四十七</p>	<p>技師</p>	<p>課所等</p>	<p>上司の命を受けて、事務又は技術をつかさどる。</p>

第二百四十五条第三項の表第四十二号を第四十三号とし、第三十四号から第四十一号までを一号ずつ繰り下げ、第三十三号の次に次の一号を加える。

<p>六十</p>	<p>技能主任</p>	<p>課所等</p>	<p>上司の命を受けて、相当の経験を必要とする技術業務に従事する。</p>
<p>六十一</p>	<p>技能技師</p>		

第二百四十五条第五項中「第三十七号」を「第三十六号」に改め、「第三項の表」の下に「第一号から第五十九号まで」を加え、「第二項の表第三十八号から第四十号まで」を「第二項の表第三十七号並びに第三項の表第六十号及び第六十一号」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成二十年四月一日から施行する。
- 秋田県行政文書管理規則の一部改正  
(秋田県行政文書管理規則の一部改正)  
第二条第五号中「及び県税課並びに同条第三項に規定する」を「、県税課及び」に改める。
- 秋田県県税条例施行規則の一部改正  
(秋田県県税条例施行規則の一部改正)  
号)の一部を次のように改正する。  
様式第六十九号中「田巻誠」を「田巻誠」に改める。
- 秋田県庁舎管理規則の一部改正  
(秋田県庁舎管理規則の一部改正)  
第二条第二項第五号中「(出張所を含む。)」を削る。
- 秋田県公舎管理規則(昭和四十四年秋田県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。  
第四条第一項中「会計管財課長」を「会計管財課公共建築物活用室長」に改める。

別表建設交通部長の項中「(当該事務所の出張所を含む。)」を削る。

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号  
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 0862-8766 FAX 0863-0005  
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄